

平成28年(ワ)第758号等 大垣警察市民監視国家賠償請求事件
原告;三輪唯夫外3名
被告;岐阜県、国

原告第22準備書面

岐阜地方裁判所 御中
(民事第2部合議係)

2020年3月9日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田	秀樹
同	笹田	参三
同	小林	明人
同	井上	卓也
同	山本	妙
同	岡本	浩明
同	見田村	勇磨
同	安藤	博
同	樽井	直樹
同	原	秀一
同	清水	勉
同	武藤	糾明

被告国の2019年10月3日付け第4準備書面に対して下記のとおり主張する。

記

1 国の認否拒否

被告国は、警察庁警備局が保有するとされる原告らの個人に関する情報について、個別に認否しないと主張する。原告らが警察による情報収集の対象となっているか否かですら認否を拒否する理由については、「警察の情報収集活動の実態が明らかにされることとなり、その結果、特定の個人はもとより、その他広く犯罪行為を企てている者において、その活動を潜在化、巧妙化するなどの回避措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ」たりするからなどと主張する。

しかし、国の主張は、訴訟対応のために空理空論を振りかざしているに過ぎない。

2 警察は情報収集の対象を公表している

被告国との関係でもすでに述べたが、警察庁は毎年発行する警察白書（甲3）において、「公安の維持」の名目で国際テロ、外事情勢、公安情勢についての情報を公開している。この白書には、「イスラム過激派」、「日本赤軍・「よど号」グループ」、「テロの未然防止のための具体策」、「原子力関連施設におけるテロ対策」、「北朝鮮の動向」、「中国の動向」、「ロシアの動向」、「技術情報等の流出防止」、「対北朝鮮措置に係る違法行為の取締まり」、「オウム真理教の動向」、「極左暴力集団の動向」、「右翼の動向」、「日本共産党の動向」、「日本民主青年同盟の動向」、「全国労働組合総連合の動向」、「反基地運動」、「原子力政策をめぐる動向」、「我が国の捕鯨をめぐる動向」等について記述がある。

このような記述があることは、警察が、上記に列挙した諸団体の動向を情報収集の対象としており、必然的にこれら諸団体に係る特定の個人の情報（動向や発言など）をも収集していることを示している。これら諸団体に係る個人らは、自らが情報収集の対象とされている可能性があることを、警察の公表する白書から知ることができる。「警察の情報収集活動の実態が明らかになる」ことを避けたいという国の主張は、自らの機関である警察が発行する白書の記述と整

合しない。

また上記のとおり、警察は、自らが目する治安を害しうる存在がどの団体であるか（なお、その措定が全て妥当とは思われない。）を明示して、かかる団体に関する情報を白書に記載しているのであるから、情報収集活動の着目点（着眼点）も、手法も特段隠してはいない。被告国は、情報収集について認否すれば、「警察が当該個人のいかなる点に着目して情報収集活動を行っているかに関する情報や、当該情報収集活動の手法に関する情報等」が明らかになるから、認否を拒否するとも主張する。これも白書の記載と整合しない理由のない主張である。

このように、被告国の主張は、警察庁の刊行物の記載と整合しない、訴訟対応のためだけの空論である。

3 本件は犯罪捜査と無関係である

被告国が認否を拒む理由として具体的に説明するのは、「犯罪を企てている者において、（中略）回避措置が講じられたり、証拠の隠滅が図られ」るからというものである。被告国は、結論としては「公共安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれを認否拒否の理由としているが、その唯一の例示が上述した犯罪を企てている者の回避措置等を防止することであるから、被告国の言う「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪防止のことであると解さざるを得ない。

しかし、原告らは「犯罪を企てている者」ではないし、被告国は、原告らが何らかの犯罪に関わるような人物であると疑わせるような主張立証を一切していない。本件原告らの情報収集について認否することと、犯罪防止とは無関係であるから、この意味でも被告国の主張は空論に過ぎない。

4 個人情報の収集活動の法律上の根拠を明らかにすべきである

(1) 情報収集には法律上の形式的根拠を要する

日々拡大する行政機関による行政事務及びこれに伴う個人情報の収集に適法・適正の担保を与え、適正にプライバシーを保護するためには、どのような目的で、いかなる場合に、どのような情報収集を国家はなしうるのかを明確に規

定した法律を要するというべきである。

したがって、法律上の根拠及び規範の明確性を備えることは、国家が行う情報収集活動をプライバシーとの関係で正当化しうるための形式的要件であると言ふべきである。実体としての情報収集がプライバシーを侵害するものであるか否かという実質的な判断をする前提として、これら形式的要件の充足を要すると言ふべきである。

(2) 法律上の根拠を要する

ある種の行政活動を行うためには法律上の根拠規定を要することを法律の留保の原則という。この原則の意義は、ひとつには、行政活動について国民代表からなる議会の事前承認を義務付け、もって国民の権利自由を保護するという点にある（宇賀克也「行政法概説Ⅰ（第4班）」28頁・有斐閣、2011年）。

どのような行政活動に法律上の根拠を要求するかについては学説が分かれているが、国民に対し義務を課したり権利を制限したりする侵害的な行政作用について法律の留保原則が適用されること（侵害留保説）に争いはない。

本件の警察による原告らの個人情報の収集活動は、プライバシー等を侵害する（少なくとも侵害するおそれのある）行為である。また、収集した個人情報の目的外利用などの不適當な利用により、国民の権利が重大な侵害を受ける可能性がある。

したがって、本件の情報収集活動には法律の留保原則が適用されるのであって、その根拠となる法律がなければならない。

(3) 規範の明確性を要する

情報収集を行うことを認めるかのごとき法律があるとしても、その内容は漠然不明確であってはならない。なぜなら、法律の留保原則によって人権保障を実現するためには、行政活動について国民に予測可能性を与えるとともに、議会による統制の必要があるからである。したがって個人情報収集の根拠たりう

る法律は、規範としての明確性を備える必要があるというべきである。

また、事後的な権利救済を実現するためにも、規範の明確性が必要である。

(4) 被告国の主張は不当である

被告国は、特定個人の情報を収集していること自体は争っておらず、そうした情報収集の活動を行う根拠は警察法2条1項にあると主張する。

しかし、組織規範に過ぎない警察法2条1項は、警察による情報収集活動の根拠規範たりえない。仮に、根拠規範であるとしても、同項はいかなる場合にどのような方法、限度で、どこまでの範囲での情報収集が許されるのかを定めておらず、規範としての明確性を欠く。

よって、警察法2条1項があるから、国民の個人に関する情報を適法に収集することができるという被告国の主張（第4準備書面、第2第1項冒頭）は、妥当でない。

被告国は、警察法2条1項がなにゆえ情報収集の根拠法たりうるのか、他に根拠となる法律はないのかを明らかにすべきである。

5 求釈明

(1) 被告国は、警察庁警備局において原告らの個人に関する情報を保有しているか否かを改めて認否されたい。

(2) 被告国は、特定個人の情報を収集することに関し、そうした情報収集活動の法令上の根拠の有無を明らかにされたい。

以上